

第 3 部 復興計画

第1章 基本的考え方

震災からの復興については、東日本大震災をはじめ、新潟県中越地震、阪神・淡路大震災など、各被災地において、これまで多くの課題を抱えながら、手探り状態で行ってきた。震災により市が大きなダメージを被ったときには、こうした先例を参考としながら、復興対策が迅速かつ着実に実施できるよう取り組んでいく。

■ 復興の基本目標

- 市は、震災復興の基本目標を「市民・地域との連携・協働による安心で安全なまち」の再建と定め、次の視点から取組を進める。
 - (1) 災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、市は都と協議・連携しながら生活、福祉、保健、環境、産業、住宅、教育、文化などの施策を総合的かつ計画的に進める。
 - (2) 地域のコミュニティが、被災者のこころの健康を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
 - (3) 障がい者、高齢者、女性等、様々な立場の意見が反映されるよう、復興の取組の場・組織、活動等への参画など、その環境整備に努める。

■ 復興に向けた体制

- 市に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定め、進むべき方向性を明らかにするとともに、それを具体化するための計画を策定する。
- 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に、復興対策へと進行していくことから、災害対策本部とは別に、復興のための組織体制を構築するが、害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 組織体制づくりにあたっては、被災の規模や状況等を考慮し、必要な業務、人員を整理したうえで行う。

第2章 復興体制

■ 狛江市震災復興本部の設置

- 市長は、地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合、必要があると認めたときは、狛江市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- 復興本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、市災害対策本部と緊密に連携を図りながら、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、事業指針等を市民に明確に示すとともに、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的、具体的に震災復興事業を推進していく。
- 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。本部長は市長をもって充て、副本部長及び本部員は、本部長が市の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 本部員は、本部長の命を受け、又は復興本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること、本部長の特命に関すること等を行う。
- 復興本部は、震災復興事業の進捗にあわせてその構成、規模の見直しや収束等を行う。
- 本部長は、震災復興に係る事業が進捗したと認めるとき、又は復興本部の目的が達成されたと認めるとき、復興本部を廃止する。

■ 震災復興チーム

- 震災復興本部で決定された方針、計画、指示等を受け、具体的な施策を実行するため、必要に応じて、その下部組織として狛江市震災復興チーム（以下「復興チーム」という。）を設置する。
- 復興チームの組織構成、構成メンバー、所掌事務、所掌分野、設置時期、設置期間、人員数等は、被災の規模や状況により柔軟に対応していくこととする。

第3章 復興に向けた方針、計画等

市長は、震災後早期に、市民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、本計画の定めるところにより、国、都、他地方公共団体等と連携・協力して、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。

また、市民が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが必要である。東京都では、平成15年3月に、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、「東京都震災復興マニュアル」を策定した。

市においても速やかな復興対策を行うため、東京都のマニュアルの内容を踏まえて、都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な市職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための震災復興本部の設置など組織体制、財政運営方針などの検討を行い、これらに関する訓練の実施、市のマニュアル及び市街地復興整備条例の制定を検討していく。

■ 災害復興基本方針の策定

- 復興を円滑に進めるためには、市、市民、地域、事業者等が、復興後のまちのあるべき姿を共有することが重要である。そのため、市長は本部設置後2週間程度をめぐり、復興の目標となるレベル、復興の方向性を示す震災復興基本方針を復興本部の審議を経て策定し、公表する。
- 基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
 - ・暮らしのいち早い再建と安定
 - ・安全で快適な生活環境づくり
 - ・計画・実施段階での市民参加と市民・地域社会との連携・協働
- 基本方針の策定にあたっては、市政運営の総合的な指針である狛江市第4次基本構想（令和2年3月）に留意するとともに、都が策定する震災復興方針との整合を図る。

■ 震災復興計画の策定

- 市長は、災害復興基本方針に基づき、被災後6か月をめぐり、復興本部の審議を経て震災復興計画を策定し、公表する。
- 震災復興計画は、復興に係る市政の総合的かつ最上位の計画として位置付けるとともに、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

■ 特定分野計画の策定

- 震災復興の基本目標である「市民・地域との連携・協働による安心で安全なまち」の再建

のため、その根幹となる生活の復興、都市の復興については、個別計画等を策定し、公表する。

- 生活の復興、都市の復興に係る計画等については、都が策定した震災復興マニュアル（復興施策編）（平成28年3月）に示されている、行政が実施する主な項目と具体的行動名に基づき策定する。
- そのほか、性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、上位計画である震災復興計画との整合性に配慮するとともに、被災の程度や状況を鑑みながら、個別の復興計画等を策定し、公表する。

■ 事前の整理

- 復興に向けた取組が円滑に進められるように、先例を基に、あらかじめどのような業務が想定されるか、また、その業務の大まかな流れ、必要な組織体制、業務遂行にあたっての課題、等について検討し、整理しておく。

第4章 復興に向けた取組

1 生活の復興

■基本的な考え方

- 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 市は、自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対して、都と協議・連携しながら、施策の実施を通じて、生活復興のための直接支援を行う。

■施策の内容

○ 住宅の復興

自力による復興を基本としつつ、応急的な住宅の確保、自力再建への支援等により、都と連携、協力しながら、できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

- (1) 住宅被害状況の判定（応急危険度判定の実施、被災度区分判定の実施等）
- (2) 応急的な住宅の整備（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居手続等）
- (3) 自力再建への支援（情報提供、相談体制の整備等）
- (4) 安全で快適な住環境の推進（耐震・不燃化の促進、住宅・住環境のバリアフリー化の推進、がれき等の処分及び発生の抑制等）

○ くらしの復興

市民が一日も早く従前の生活を取り戻し、その安定を図るために、医療、福祉、保健等に関する対策を講じる。また、市民や事業者に対して情報提供や相談等を実施することにより、自力復興のための環境整備を行う。また、ボランティア等が活動しやすい環境整備を図るとともに、これらの団体等と連携・協力する。

- (1) 医療（医療機関の復旧状況に関する情報提供、仮設診療所の設置支援等）
- (2) 福祉（地域福祉需要の把握、生活支援対策等）
- (3) 保健（メンタルヘルスケア、被災住民の健康管理、防疫活動の実施、生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供等）

○ 産業の復興

早期の事業再開等が円滑に進むよう、農地、中小企業、観光資源等の被害・復旧状況を把握するとともに、震災からの産業復興を支援する。自力再建までの一時的な事業スペースの確保や、再建のための金融支援、相談体制の整備等、都と連携・協力して対策を講じる。

2 都市の復興

■ 基本的な考え方

○ 人びとが暮らしやすく、住み続けることができる活力に満ちた都市をつくるため、次の点に留意して復興に取り組む。

- ・市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、『被災を繰り返さない都市づくり』を行う。
- ・復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる『持続的発展が可能な都市』にしていくことを目標とする。
- ・市、市民、地域、事業者、都、国など、多様な主体が一体となって復興に取り組むことで、協働と連帯によるまちづくりを行う。

■ 施策の内容

○ 市及び都は、被害の状況を把握し、復興体制の構築、都市復興に向けた取組を行う。

○ 都市の復興に向けた行動プログラムは次のとおりである。

- ・家屋被害概況調査の実施（発災～1週間以内）
- ・家屋被害状況調査の実施（1週間～1か月以内）
- ・都市復興基本方針の作成（3週間以内）

都市復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した施設や市街地の復興及び被災者の生活再建に係る支援等の方向性を示す。

- ・第一次建築制限の実施（3週間～2か月）

都市計画や土地地区画整理事業のために必要がある場合に、区域を指定して区域内の建築物の建築を制限又は禁止する。

- ・時限的市街地の設定（発災～3か月以内）
- ・復興対象地区の指定（発災～1か月以内）

被災地区の復興を被害の程度等に応じて計画的に進めるため、復興対象地区を指定する。

- ・都市復興基本計画（骨子案）の策定（発災～2か月以内）

復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくため、都市復興基本方針の考え方をより具体化した都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

都市復興基本計画は、具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスター

プランである。

- ・第二次建築制限の実施（2か月～2年以内）

第一次建築制限期間内に復興都市計画に至らず、さらなる検討を要する区域について制限を行う。

- ・復興まちづくり計画等の策定（発災～6か月以内）

都市復興基本計画(骨子案)を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図る。

- ・都市復興基本計画の策定（発災～6か月以内）

都市復興基本計画(骨子案)について、地域の事情や各主体の意見等を加味し、修正、肉付けするとともに、骨子案策定後の復興の進捗状況や見通し等を反映させたうえで正式に決定する。

- ・復興事業の実施

登録番号（刊行物番号）

R 3 -17

狛江市地域防災計画（令和3年修正）＜震災編＞

令和3年3月発行

発 行 狛江市防災会議
編 集 狛江市総務部安心安全課
狛江市和泉本町1-1-5
電話 03-3430-1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 360 円